

給実甲第 1 3 1 3 号

令和 5 年 3 月 2 2 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 1 0 6 4 号の一部改正について（通知）

給実甲第 1 0 6 4 号（一般職の職員の給与に関する法律第 2 2 条第 2 項の非常勤職員に対する給与について）の一部を下記のとおり改正したので、令和 5 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 ～ 3 （略）	1 ～ 3 （略）
<u>4 一般職の職員の給与に関する法律等の改正により常勤職員の給与が改定された場合における非常勤職員の給与については、改定された常勤職員の給与の種類その他の</u>	（新設）

改定内容及び当該非常勤職員の  
任期、勤務形態等を考慮の上当該  
常勤職員の給与の改定に係る取扱  
いに準じて改定するよう努めるこ  
と。

5 各庁の長は、非常勤職員の給与  
に関し、第1項から第3項までの  
規定の趣旨に沿った規程を整備す  
ること。

4 各庁の長は、非常勤職員の給与  
に関し、前3項の規定の趣旨に沿  
った規程を整備すること。

以 上